

平和主義

現代社会

憲法

政治

経済

国際社会

これから

今日の問い

日本国憲法の平和主義は、日本の安全保障とどう結びついているのだろう。

読み終えたら、最後の「問いへの答え」を見る前に、自分の言葉で答えてみよう。

1 憲法第9条と自衛隊

平和主義

へいわしゅぎ
平和主義

憲法の三つの基本原則の一つ。

せんそうほうき
戦争放棄

国際紛争の解決に戦争や武力を使わないこと。

じえいたい
自衛隊

1954年に発足した、国の防衛にあたる組織。

ひかくさんげんそく
非核三原則

核兵器を持たず、つくらず、持ちこませず。

日本国憲法は、前文と第9条で**平和主義**を掲げている。**第9条**は、国際紛争を解決する手段としての戦争や武力の行使を永久に放棄し(**戦争放棄**)、そのために陸海空軍などの戦力はもたず、国の交戦権も認めないと定めている。これは、アジアや太平洋の人々に大きな被害を与え、国内でも多くの犠牲を出した先の戦争への深い反省にもとづいている。

1950年に朝鮮戦争が起こると**警察予備隊**がつくられ、保安隊を経て、1954年に**自衛隊**となった。政府は、自衛隊は自衛のための必要最小限度の実力であり、憲法が禁じる戦力にはあたらないと説明している。自衛隊は、内閣総理大臣や防衛大臣など文民が指揮する**文民統制**(シビリアン・コントロール)のもとにある。日本はまた、**非核三原則**を国の方針としている。憲法と自衛隊の関係は、これまでたびたび議論されてきた。

2 日米安全保障条約

国の安全

にちべいあんぜんほしょうじょうやく
日米安全保障条約

アメリカ軍の日本駐留などを定めた条約。

ざいにちべいぐん
在日米軍

日本に駐留するアメリカ軍。

しゅうだんてきじえいけん
集団的自衛権

密接な関係の国が攻撃されたとき、共同で防衛する権利。

日本は、1951年にサンフランシスコ平和条約と同時に**日米安全保障条約**(日米安保条約)を結び、アメリカ軍が日本に駐留することを認めた。1960年には条約が改定され、日米が共同で防衛にあたることなどが定められた。現在も日本各地に**在日米軍**の基地があり、とくに**沖縄県**には専用施設の面積の約7割が集中している。騒音や事故、基地の整理・縮小など、周辺の住民の負担が課題となっている。

1992年に**PKO協力法**が成立し、自衛隊が国連の平和維持活動(PKO)に参加できるようになった。2014年、政府は憲法の解釈を変更して、一定の条件のもとで**集団的自衛権**を使えとし、2015年に安全保障関連法が成立した。これには、憲法の平和主義に反するという意見と、安全保障環境の変化に対応するために必要だという意見があり、議論が続いている。国の安全と平和主義をどう両立させるかが問われている。



問いへの答え

憲法第9条は戦争放棄・戦力の不保持・交戦権の否認を定める平和主義を掲げ、自衛隊は文民統制のもとにおかれている。日本の安全は日米安全保障条約によるアメリカ軍の駐留にも支えられ、沖縄県に基地が集中する問題もある。近年は集団的自衛権や国際貢献をめぐる議論も続いている。

次は **ノート** で、下線に語句を書きながら確かめよう →

